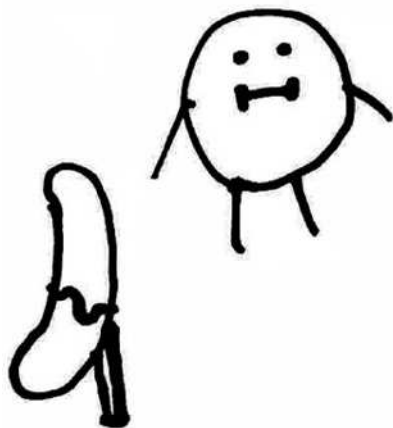
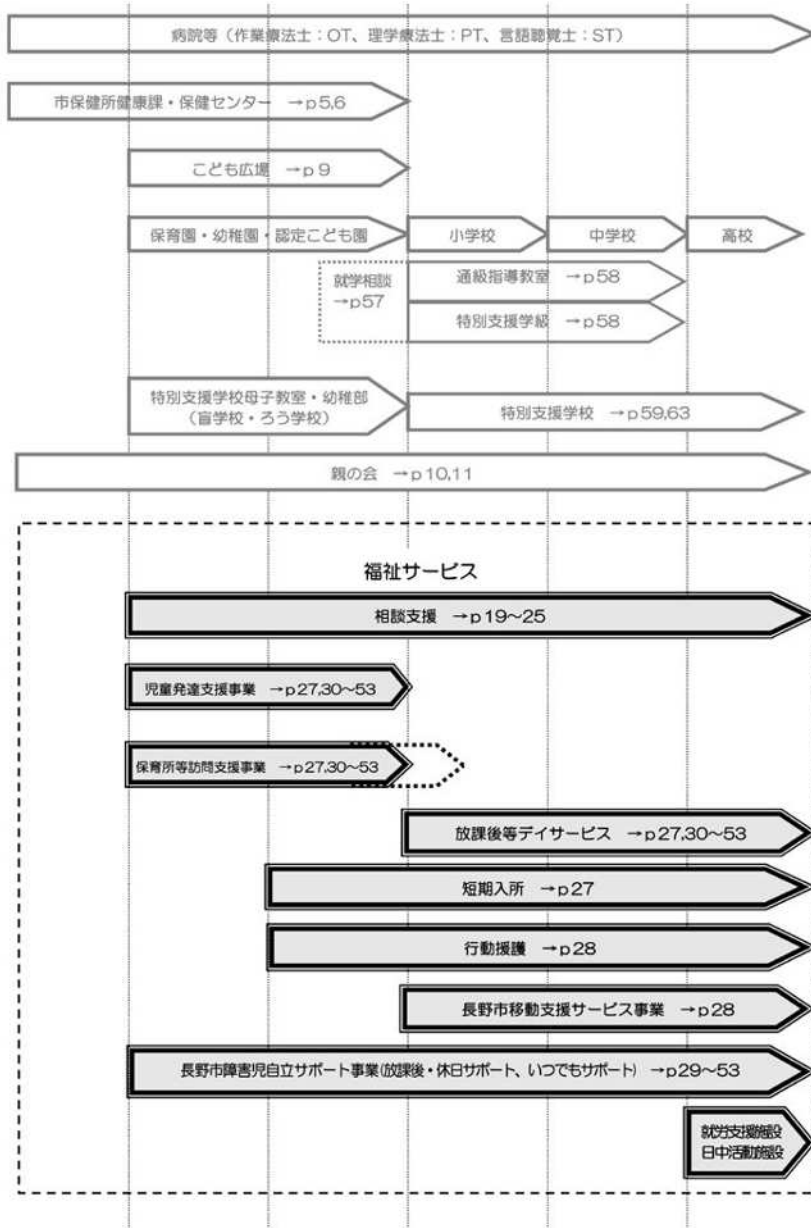


2 福 祉



ライフステージで使えるサービス

出生前 0歳 3歳 6歳 12歳 15歳



(1)福祉の相談窓口 まずは、お気軽にご相談ください。

主な相談窓口

○障害福祉課

TEL：224-8730、224-5030

担当：相談支援担当

○福祉政策課課ノ井分室

TEL：292-2596

- ・障害に伴う不安・心配に思うこと
- ・福祉サービス等の利用について

長野市障害者相談支援センター（6箇所）
長野市から委託を受け、無料でご相談できる
公的な立場です。（参照p20）

指定障害児相談支援事業所

指定特定相談支援事業所

- ・福祉サービス利用にあたっての相談
- ・利用計画作成

長野圏域障害児等療育支援事業（県）（2箇所）

- ・療育コーディネーター

保育・幼稚園課

直通TEL：224-8031

- ・保育園・幼稚園・認定こども園の入園に関すること

○子育て家庭福祉課

TEL：224-7062

（篠ノ井、松代、川中島、更北、信更、大岡は
福祉政策課課ノ井分室 TEL：292-2596）

・TEL：224-7062

児童虐待、配偶者からの暴力（DV）、
子育てに関する業務

・TEL：224-5031

母子・父子家庭の心配及び自立に関する
こと

○こども総合支援センター「あのえっと」

・TEL：0120-783-041、224-9746

こどもに関する相談全般

中央児童相談所

TEL：238-8010

- ・障害児の療育・福祉全般的の相談
- ・児童福祉施設の入所に関すること
- ・療育手帳の判定

精神保健福祉センター

（発達障がい者支援センター）

TEL：266-0280

- ・精神保健福祉・発達障がいの相談
- ・講演会・研修会・会議の開催
- ・普及啓発活動

長野圏域障害者就業・生活支援センター

TEL：214-3737

- ・就労についての相談

連携

福祉サービス

障害児入所支援



児童発達支援

医療型児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援



短期入所



行動援護



移動支援サービス



自立サポート



＜乳幼児＞

- ### ＜学龄児＞

- ・福祉の情報を知りたい
- ・放課後、家で一人になってしまい心配
- ・長期休み・休日の過ごし方に困っている
- ・卒業後の進路について
- ・家族が病気になって、子どもをみてくれる人がいない など



家庭



保健所・保健センター

学校
特別支援教育
コーディネーター

保育園
幼稚園等

病院

サービス提供
事業所

障害福祉課 または
(福祉政策課障ノ井分室)

長野市障害者相談支援センター（参照 p20）
長野市発達相談支援センター
指定障害児相談支援事業所

- 福祉制度・サービスの紹介
 - 関係する病院や施設などとの連絡調整
 - 福祉サービスを提供している事業所との連絡調整
 - 保護者のサポート
 - 支援会議（ケア会議）への参加など
- 

療育コーディネーター (参照p22)

長野市以外の市町村の支援も行います。

サービスの利用・継続的な
支援が必要な場合など

相談支援専門員（参照p24）

事業所とのサービスの調整やサービス利用計画の作成など、具体的な支援プランの相談をします。
継続的な相談支援を行います
【指定障害児相談支援事業】

福祉サービスを利用するまで

- ① 相談：市役所障害福祉課、福祉政策課課ノ井分室、または、長野市障害者相談支援センターまでどうぞ。あなたのお子さんにはどのサービスが合っているのか、一緒に考えましょう。いろいろと見学をしながら、事業所選びをしましょう。

障害児入所支援

- 東長野病院(のぞみ病棟)
- 稲荷山医療福祉センター

※まずは、入所を希望する施設にご相談ください。

障害者総合支援法の法定サービス

- 短期入所(ショートステイ)
- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 同行援護 ● 行動援護

- 重度訪問介護
- 重度障害者等包括支援
- 指定特定相談支援事業

障害者総合支援法のその他サービス

- 長野市移動支援サービス事業

児童福祉法の法定サービス

- 指定障害児相談支援事業
- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

長野市障害児自立サポート事業

- 放課後休日サポート：
放課後、休日、長期休暇支援
- いつでもサポート：
夜間の緊急支援(見守り等)

申請：入所を希望する施設に申込みをします。

申請：市にサービス利用の申込みをします。

申請：市にサービス利用の申込みをします。

② 手続き

判定：中央児童相談所で、面接と心理判定を行います。その後、申請時の提出書類と面接及び心理判定を基に判定書類を作成します。

調査：具体的状況等について、聴取調査を行います。

支給決定：市から受給者証が届きます。

判定及び支給決定：長野保健福祉事務所が入所判定を行います。入所判定が出た後、受給者証が届きます。

支給決定：市から受給者証が届きます。何のサービスを、どのくらい使えるのか書いてあります。

契約：サービスを利用する事業者と利用の契約をします。

契約：サービスを利用する施設と利用の契約をします。

契約：サービスを利用する事業者と利用の契約をします。

③ サービス利用

④ 利用料支払い：利用した施設に利用料を支払います。

お子さんの体の具合や生活環境が変わったときは、相談支援専門員、ケアプランナー、または市の窓口にご相談してください。サービスの量・使い方の変更をお手伝いします。

(3)長野市障害者相談支援センター専門員

長野市から委託を受け、長野市内にお住まいの障害児者の方から、無料でご相談に応じる公的な立場です。

《こんなときは、ご相談ください！》

- ・子どもの発達や将来のことが心配・・・
- ・年金の申請やお金の管理をどうしよう
- ・福祉サービスや制度を利用したい
- ・一人暮らしや仕事をしたいけどどうすればいいかな？

～長野市障害者相談支援センター専門員はこんなことをしています～

①相談受付



電話・来所相談

訪問相談



②当事者と家族を支える
ネットワークづくり



支援会議の開催

③障害のある方が自分らしく暮らせる
地域づくり



協議会（長野市障害ふくしネット）の運営

●来所相談・訪問相談を希望される方は、事前に予約をお願いします。

ご相談・お問い合わせ先

■長野市障害者相談支援センター

センター名	所在地/連絡先	相談時間/日	担当地区
長野市北部障害者 相談支援センター	長野市大字南長野新田町1485番地1 長野市もんぜんぷら座 6階 ☎ 217-2281 FAX 217-2282 ✉ hokubu-soudan@indigo.plala.or.jp	8:30 ～ 17:15 月～金 (祝日は除く) 施設開庫は8:50～	第1・2・3・4・5地区、芦田、 古牧、三輪、吉田、古里、柳原、 浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、 芋井、豊野、戸隠、鬼無里、 信州新町、中条
長野市南部障害者 相談支援センター	長野市川中島町今井1387番地5 ハーモニー棟の郷 3階 ☎ 274-5871 FAX 274-5872 ✉ nanbu-soudan@bz04.plala.or.jp	8:30 ～ 17:15 月～金 (祝日は除く)	篠ノ井、松代、若穂、川中島、更 北、信更、太田、安茂里、小田切、 七二会

■長野市障害者権利擁護サポートセンター（虐待や権利擁護、障害を理由とした差別に関するご相談はこちらへ）

センター名	所在地/連絡先	相談時間/日	担当地区
長野市障害者 権利擁護サポートセンター	長野市平林1丁目30-1 ながの地域相談支援センター ベターデイズ内 ☎ 262-1110 FAX 243-1717 ✉ betterdays@moritoki.jp	8:30 ～ 17:30 月～金 (祝日は除く)	長野市全域

■長野市障害者地域移行コーディネートセンター（精神科病院や施設からの地域移行に関するご相談はこちらへ）

センター名	所在地/連絡先	相談時間/日	担当地区
長野市障害者地域移行 コーディネートセンター	長野市川中島町今井1387番地5 ハーモニー棟の郷 3階 ☎ 274-5871 FAX 274-5872 ✉ nanbu-soudan@bz04.plala.or.jp	8:30 ～ 17:15 月～金 (祝日は除く)	長野市、須坂市、小布施町、 飯綱町、信濃町、高山村

■長野市発達相談支援センター 専門員

長野市では、障害のある子どもや発達が気になる子どものご家族の相談に応じ、子ども達が適切な支援が受けられ、ご家族が安心して子育てできる環境を整えていくお手伝いをするため、専門の相談員を配置しております。

支援対象

- ◆長野市在住の障害がある子、あるいは発達が気になる子(0～18歳)とご家族
- ◆長野市の児童の支援に関わる関係機関

支援内容

- ◆福祉制度に関すること
 - ・障害のある子どもの福祉についての相談
 - ・児童発達支援事業(センター)や放課後等デイサービス利用に関する相談
 - ・障害者手帳、手当や給付に関する相談
 - ・子どもが利用できる地域の施設等の情報 など
- ◆子どもの発達に関する相談
 - ・子育てに関する相談
 - ・子どもの障害特性に関する相談など
- ◆関係機関との調整
 - ・子どもの支援に関する機関との連携体制づくり
 - ・関係機関との連絡調整や見学同行
 - ・園や学校、事業所の支援会議への出席
 - ・福祉事業所や相談事業所のバックアップ など

相談窓口の案内

センター名	所在地/連絡先	相談時間/日	担当地区
長野市北部発達相談支援センター (長野市北部)	長野市平林1丁目30-1 ながの地域相談支援センター ペターティス内 (受託法人: 社会福祉法人 森と木) ☎ 259-9975 ☎ 243-1717 ✉ betterdays@moritoki.jp 専門員 熊谷 恵子	8:30 ~ 17:30 月 ~ 金 (祝日は除く)	第1・2・3・4・5 地区、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、浅川、大豆島、朝陽、若槻、長沼、茅井、豊野、戸隠、鬼無里、信州新町、中栄
長野市南部発達相談支援センター (長野市南部)	長野市若里6丁目6-14 児童発達支援センター にじいろキッズらいふ内 (受託法人: 社会福祉法人 長野市社会事業協会) ☎ 219-3782 ☎ 223-6011 ✉ n.k.life-soudan@nagano-shaikyo.or.jp 専門員 瀧澤 真紀	8:30 ~ 17:15 月 ~ 金 (祝日は除く)	篠ノ井、松代、苦穂、川中島、更北、信更、大岡、安茂里、小田切、七二会

(4)療育コーディネーター

長野県障がい児等療育支援事業

療育コーディネーターの役割

障害のある子、医療的ケアが必要な子、あるいは病気や発達特性により生活に困難をきたしている子、またそのご家族が身近な地域で相談や専門的な療育を受けられるような支援を行います。福祉サービスの利用調整や支援機関への情報提供や助言などが主な業務です。

支援対象

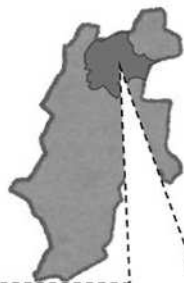
◆長野圏域(長野市、須坂市、千曲市、信濃町、飯綱町、小布施町、高山村、小川村、坂城町)にお住まいの障がいのある子あるいは発達が気になる子(0～18歳)の保護者

◆長野圏域にある保育園や学校、福祉施設等の支援機関、あるいは長野圏域在住の子が利用する学校や福祉施設等

支援内容

相談	○保護者の方からの相談を受け付けます 家庭生活における子育ての助言や支援サービスの情報提供等の支援を行います。 ○訪問等により園や学校等からの相談を受け付けます 福祉制度等の情報提供や支援に関する助言等を行います。
研修会等の企画	保護者の方や支援者向けの勉強会(「ゆったりリズム」など)や、障がい理解のための啓発を目的に市民の皆さん向けの研修会を開催します。
地域づくり	支援機関相互のネットワークづくりを進めると共に、地域の支援体制の強化を図っていきます。

相談窓口の案内



北部地域担当

長野市北部(西長野・茂竹・上松・箱清水・善光寺・浅川・芋井・古牧・朝陽・大豆島・三輪・吉田・若槻・豊野戸隠・鬼無里・古里・柳原・長沼)須坂市、小布施町、高山村、飯綱町、信濃町

ながの地域相談支援センターバタースデイズ

受託法人:社会福祉法人森と木

〒381-0036 長野市平林1丁目30-1

TEL026-259-9975 FAX026-243-1717

Eメール: betterdays@moritoki.jp

療育コーディネーター 水野 真由美 木下 佑美香

南部地域担当

長野市南部(東鶴賀・柳町・南千歳・南長野・中御所・芹田・安茂里・大岡・篠ノ井・信更・川中島・更北・松代・若穂・信州新町・中条・七二会・小田切)千曲市、坂城町、小川村

児童発達支援センターにじいろキッズらいふ

受託法人:社会福祉法人長野市社会事業協会

〒380-0928 長野市若里6丁目6番14号

TEL026-219-3781 FAX026-223-6011

Eメール: n.k.life-soudan@nagano-shajikyo.or.jp

療育コーディネーター 平林 華 安川 健治 小林 紀子

長野保健福祉圏域

長野市・須坂市・千曲市・信濃町・飯綱町・小布施町・高山村・小川村・坂城町

(5)発達障がいサポート・マネージャー

長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業

サポマネとは？(役割)

長野県では、発達障がい者及びその家族が地域で必要な支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活が送れるよう、地域における乳幼児期から成人期までの一貫した支援の連携体制を構築するため、県内10の圏域に1名ずつ「発達障がいサポート・マネージャー」(通称サポマネ)を配置しています。長野県の実情によると、サポマネは、「全年代、全分野における発達障がい者支援の知識及び経験を有し」とあるように、ある特定の領域の専門家ではなく、発達障がいに関わる全ての領域に幅広く関わり、地域を俯瞰的に支援していくのが役割となっています。

サポマネが主に支援や連携する機関は？(支援先)

医療	総合病院(小児科・精神科)、小児科医院、精神科医院 他
福祉	障がい者支援施設、総合支援センター、地域生活定着支援センター、まいさぼ 他
就労	ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター サポステ 他
教育	教育委員会、幼保小中高、特別支援学校、大学・短大、専門学校 他
行政	市町村、発達障がい者支援センター、保健福祉事務所、児童相談所 他
司法	警察署、法テラス、更生保護施設、弁護士事務所 他

支援内容(業務)

- ◆支援先からの依頼により、訪問や相談あるいはケア会議等に参加して助言等を行います。
- ◆全年代の「医療」「福祉」「就労」「教育」「行政」「司法」の6分野における支援の状況を把握し、支援者の皆さんが情報共有できるようにしていきます。
- ◆ライフステージをとらえた切れ目ない支援体制づくりを目指し、行政や支援機関と協力し、体制整備に向けて活動していきます。

連絡先

ながの地域相談支援センターバスターデイズ
氏名(サポマネ) 岸田 隆(きしだたかし)
電話番号 080-6937-5566(専用電話)
メールアドレス kishida@moritoki.jp

口事業受託法人
社会福祉法人 森と木
〒381-0036 長野市平林 1-30-1
電話番号 026-259-9970
ファックス番号 026-259-9969

※サポマネは支援者及び支援機関への支援を行います。当事者・家族の方の相談等は、市町村の相談窓口等を紹介しています。

(6) 相談支援専門員



相談支援専門員とは



その①

『サービス等利用計画の作成』

目的や希望に合わせて、週間や月間の支援計画をつくります。

例えば・・・

- 法定の福祉サービスを利用するためにサービス等利用計画をつくるとき
- 生活状況や身体状況などが大きく変化したとき（引越しや病院から退院したときなど）
- サービス支給決定期間が終了するために更新手続きが必要なとき

その②

『モニタリングの実施』

定期的に様子を伺いながら、必要に応じて調整や計画の見直しを行います。

サービス等利用計画を作った後、生活や心身の変化を見守り、支援を見直していきます。
利用中のサービスを調整したいときにも行います。

※必要に応じてケア会議等開催します。



この他に、地域での生活における支援（相談、サービス申請・調整等、関係機関との連絡調整）も適時行います。費用負担は無料です。

※相談支援専門員は、指定障害児相談支援事業所・指定特定相談支援事業所に
所属しています。（次ページ参照）

相談支援専門員のいるところ

R6. 7. 1 現在

法人	施設名	住所	電話番号	FAX	児童	特定
(福)長野市社会事業協会	ほっとらいふ相談室桃の郷	長野市川中島町今井1387番地5	285-3408	285-1908	○	○
〃	ほっとらいふ相談室いつわ苑	長野市大字市富竹1570番地3	296-1566	285-1571	○	○
〃	にじいろキッズらいふ	長野市若里6丁目6番14号	219-3781	223-6011	○	○
(福)花工房福祉会	Eコーンファミリー	長野市川中島町今井1387番地1	283-8787	283-8703		○
(福)長野県社会福祉事業団	歩楽里	長野市豊野町豊野1635-1	217-8850	217-1182	○	○
(福)信濃の星	まい・すてっぷ相談支援室	長野市大字高田1134-1	225-9500	217-5202	○	○
(福)ともいき会	ウィズ相談支援センター	長野市篠ノ井布施高田1034-3	299-3090	299-3839	○	○
(福)森と木	ながの地域相談支援センターベターテイス	長野市平林1丁目30-1	259-9966	243-1717	○	○
(福)絆の会	絆の会相談室	長野市大字稲葉15-7	217-6637	213-6444		○
(福)長野りんどう会	ライフサポートりんどう相談室	長野市徳間3222	239-7077	239-7070	○	○
(福)長野南福祉会	障害者相談支援センターボコアボコ	長野市栗田732番地1	217-7622	217-5204		○
(福)ながのコロニー	あいくる	長野市篠ノ井布施五明464-1	293-8766	293-8763	○	○
岩重者協同組合 ワークスコープながの	居宅介護支援事業所ワークスながの	長野市三輪10丁目2番7号	263-2361	263-2362		○
(株)ジェイハート	ジェイハート相談支援事業所	長野市吉田3丁目16番13号	214-0802	214-0801	○	○
(株)介護のおお岡	介護のおお岡	長野市松代温泉75-1	278-1720	278-1716	○	○
NPO 法人さくら会	さくら相談支援センター	長野市桜枝町859-1	232-0778	232-0205		○
(福)福田会	指定特定・児童相談事業所あすなろクラブ	長野市徳間1144-5	255-7770	255-7771	○	○
(福)廣望会	地域生活支援センターCoCo ながの	長野市若穂保科3654	268-5221	274-5955	○	○
NPO法人ヒューマンネットながの	ヒューマンネットながの相談センター	長野市鶴賀七瀬中町211-15	268-0622	268-1341	○	○
(有)えにし	えにし北長野事業所	長野市徳間630-3	239-7324	239-7328	○	○
NPO 法人どんぐり福祉会	地域相談支援センターGland	長野市篠ノ井西寺尾2385-1	214-2157	214-2152	○	○
(株)ひふみ	ういるサポート長野	長野市石渡47-5	219-6280	219-6315	○	○
(有)ケアサービス・りんどう	ブルースター	長野市篠ノ井塩崎91-1	292-4331	292-4332	○	○
オネストリイ(株)	相談支援センターはびねす	長野市安茂里3602-1 1F	217-3752	266-0448	○	○
NPO 法人 ACCESS	相談支援センターあしす	長野市川中島町今井1529-6	214-4411	214-4412	○	○
(株)向日葵	相談支援室ひまわり	長野市若槻東栄1194-1 ルミエール三登D102	477-2302	477-2302	○	○
NPO 法人五つ葉福祉会	五つ葉相談室	長野市大字大豆島5282	214-6263	214-6297	○	○
NPO 法人こすけあ福祉会	サンライズ相談室	長野市川中島町今里135-2	405-9948	405-9948	○	○
長野県	長野県立総合リハビリテーションセンター	長野市下駒沢618-1	296-3953	296-3943		○
NPO 法人人利会	人利会障がい者相談支援センター	長野市稲里町中央1-17-23	214-1820	214-5728		○
(株)いちご	株式会社いちご 相談支援事業所	長野市松代町牧島640-1	285-0272	285-0273		○
(有)EAST MOUNTAIN STREAM	相談室モネ	長野市三輪2丁目5-22	217-5174	217-5174	○	○
エイ・エス・カンパニー(株)	インフィニティ相談室	長野市青木島1丁目12-1	213-6150	285-0838	○	○

(7)子育て支援制度(手帳・手当)

①障害者手帳について

障害に応じて、申請により身体障害者手帳、療育手帳（知的障害）、精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられます。交付を受けた方は様々なサービスが利用できるようになります。

名 称	内 容 / 対 象 者	問い合わせ先
身体障害者手帳	身体障害者手帳は身体に障害のある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。手帳は、障害の程度により、1 級から 6 級までに区分されます。 【対象者】身体障害者等級表に掲げる視覚・聴覚・平衡・音声・言語・しゃく・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能に永続する障害がある方	障害福祉課 福祉政策課課ノ井分室 各支所
療育手帳	療育手帳は、知的障害者が一貫した療育・援助を受け、この手帳を見せることにより様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。手帳は障害の程度により、A1 障害児福祉手当該当程度、A1、A2、B1、B2 に区分されます。 【対象者】児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判定された方	障害福祉課 福祉政策課課ノ井分室 長野市保健所健康課 豊野、戸隠、鬼無里、大岡、 信州新町、中条支所
精神障害者 保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳は、精神に障害のある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳です。手帳は、障害の程度により、1 級から 3 級までに区分されます。 【対象者】精神疾患を有する者（知的障害者を除く）のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方	障害福祉課 福祉政策課課ノ井分室 長野市保健所健康課 各保健センター 信州新町支所、中条支所

②知っておきたい子育て支援制度（手当など）について

名 称	内 容	問い合わせ先
特別児童扶養手当	重度若しくは中度の身体、知的、精神障害等がある 20 歳未満の在宅の児童を監護している者に支給される。	障害福祉課または次の支所 課ノ井、松代、若穂、 川中島、更北、七二会、 信更、豊野、戸隠、鬼無里、 大岡、信州新町、中条
障害児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅障害児に支給される。	
重度心身障害児福祉 年金	基準日（7 月 1 日又は 1 月 1 日）において市内に 6 ヶ月以上居住している者で、20 歳未満の障害児の保護者に対して支給される。 ※対象者の要件については、お問い合わせください。	障害福祉課または次の支所 課ノ井、松代、若穂、 川中島、更北、七二会、 信更、豊野、戸隠、鬼無里、 大岡、信州新町、中条
医療費 給付等	福祉医療制度 障害児（20 歳未満）が病気やケガで、医療機関（薬局を含む）を受診した際に支払った医療費の一部を給付する。	福祉政策課または各支所
	自立支援医療費 給付（育成医療） 指定医療機関で①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚、平衡機能障害 ④音声、言語、しゃく機能障害 ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓機能障害 ⑥先天性の内臓機能障害（⑤に掲げるものを除く） ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害について、確実に治療効果が期待できると医師が判断した医療等の給付を受ける 18 歳未満の児童に対する医療費の一部を公費で負担する。	長野市保健所健康課
	未熟児養育医療 費給付 出生時の体重が 2,000 g 以下またはその他の理由により、指定養育医療機関の医師が入院を必要と認めた場合、その医療費の一部を公費で負担する。	
	小児慢性特定疾病 医療費給付 国の告示で定める疾病及びその疾病の状態の程度に該当する 18 歳未満の児童で、認定を受けた者の医療費の一部を公費で負担する。	
	小児慢性特定疾病 児童等日常生活 用具給付事業 小児慢性特定疾病医療費支給認定を受け、在宅療養している児童等に対し、車いすや特殊寝台等の日常生活用具の給付を行う。	
障害者扶養共済制度	障害者（児）を扶養している保護者が加入者となり、掛金を納めることで、加入者が死にまたは著しい障害を有する状態となったとき、その障害者（児）に年金を支給する制度。（加入時の年齢により掛金は異なる） ※ 対象者の要件等はお問い合わせください。	障害福祉課 豊野、戸隠、鬼無里、大岡、 信州新町・中条支所

(8) 障害のあるお子さんが利用できる福祉サービス(30～53ページ参照)

福祉サービスが利用できるお子さんは…

- 障害者手帳（身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳）を持っている
- 医師による診断書や意見書がある
- 特別支援学校、支援学級、通級指導教室に在籍している等が判断材料となり、

「市町村が、心身の発達における何らかの療育が必要であると判断した子ども」が対象

①児童発達支援センター・児童発達支援事業（乳幼児期）

主に未就学児対象の障害福祉サービスで、小集団の中で一人ひとりに合わせて、日常生活や社会で必要な力が育つよう支援します。また、ご家族の不安や悩みをお聞きしながら、安心して子育てできるよう、お手伝いします。

②放課後等デイサービス（学齢期）

学校在学中（小学校1年生～高校3年生）の障害児に対して、放課後や学校休業日に、生活能力の向上や自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。また、ご家族の子育てに関する相談にも応じます。

③保育所等訪問支援事業（長野市内 5事業所）

保護者の希望により、支援が必要と認められた児童に対して、普段利用している施設（保育園、幼稚園、学校、放課後児童プラザ、児童養護施設など）に訪問して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

④短期入所

保護者の体調不良時や冠婚葬祭などの緊急時に障害のあるお子さんを預かります。

事業所名	所在地・連絡先
⑤ 福祉会山産婦人科医院 やどりぎ	長野市南千歳町 982 東館3階 Tel: 070-4303-3987 Fax: 224-8683
⑥ 森と木 森と木365	長野市東和田 926-1 Tel: 217-7022 Fax: 217-7024
⑦ 国立病院機構東長野病院 国立病院機構東長野病院	長野市上野 2-477 Tel: 296-1111 (代) Fax: 295-5139
⑧ 長野県社会福祉事業団 水内荘	長野市豊野町豊野 2230 Tel: 257-2194 Fax: 257-4744
⑨ 長野市社会事業協会 長野市ひかり学園	長野市若穂川田 557-1 Tel: 282-5394 Fax: 266-5030
⑩ 信濃型診療機関 稻荷山医療福祉センター	千曲市野高場 1385-9 Tel: 272-1435 Fax: 273-5119
⑪ 林檎の里 自閉症支援施設あおぞら	飯綱町芋川 6013-6 Tel: 253-1299 Fax: 253-5122

⑤行動援護

対象児：知的障害や精神障害があり、行動上著しい困難を有し常時介護を必要とする障害児
(行動援護調査において10点以上)

内 容：①行動する際に起きる危険を回避するための援護 ②外出時における移動介護

事業所名	所在地・連絡先
(NPO)ヒューマンネットながの ヒューマンネットながの	長野市鶴賀七瀬中町 211 番地 15 ゆたかフレンズ2F Tel: 268-0622 Fax: 268-1341
(福)森と木 コミュニティアセンター 森と木 365	長野市大字東和田 926-1 Tel: 217-7022 Fax: 217-7024
(南)えにし えにし北長野事業所	長野市徳間 630-3 Tel: 239-7324 Fax: 239-7328
(福)長野県社会福祉事業団 歩楽里	長野市豊野町豊野 1635-1 Tel: 257-5955 Fax: 217-1182
(福)長野市社会事業協会 ほっとらいふステーション桃の郷	長野市川中島町今井 1387 番地 5 Tel: 217-1120 Fax: 217-1121
(福)廣望会 地域生活支援センターCoCo ながの	長野市若穂保科 3654 番地 Tel: 268-5220 Fax: 268-5230
(福)ともいき会 ウィズ生活支援センター	長野市篠ノ井布施高田 1034-3 Tel: 299-3090 Fax: 299-3839
(NPO)きらら ピアステーションきらら	須坂市臥竜 1-7-17 Tel: 248-5089 Fax: 248-5019
(株)のっこい 居宅介護事業所 のっこいヘルパーステーション	須坂市井上 2127-2 Tel: 246-0227 Fax: 248-3075

⑥長野市移動支援サービス事業

対象児：就学年齢以上で、屋外での移動が困難な視覚障害児(1・2級)、肢体不自由の障害児(1・2級)、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児童

内 容：社会生活上必要となる外出及び余暇活動等を実現させるための外出

【注意事項】

※交通手段を提供するものではありません。

※概ね8時間で用務を終えることが可能な公共交通機関等による外出です。

※通学及び社会通念上本事業の適用が適当でない外出を除きます。

※主な利用目的の確認・利用時間数等の決定が必要となりますので、
利用を希望される方は担当の相談支援専門員にご相談ください。

⑦長野市障害児自立サポート事業

お子さんの生活の自立を支援し、また保護者の介護に係る軽減を図るため、事前に登録していただいた支援者に支援サービスを依頼するものです。

利用できる時間：お子さん一人あたり年間 500 ポイント（乳幼児は 300 ポイント）
※年度ごとに申請が必要になり、申請月が経過することに利用ポイントも減じられます。

利 用 料：1 ポイントあたり 100 円

※市民税非課税世帯のお子さんには、利用料は発生しません。

（医療的ケア児、または重症心身障害児の場合は 1 ポイントあたり 140 円）

※事業所により追加料金がある場合があります。

利用できる人：次のどれかにあてはまる 18 歳までの人（18 歳になった年度の 3 月末まで利用可能）

- 特別支援学級または特別支援学校に在籍しているお子さん
- 医師の診断書により発達障害等がわかるお子さん
- 1 級または 2 級の身体障害者手帳を持っているお子さん
- 療育手帳を持っているお子さん
- 精神保健福祉手帳を持っているお子さん
- その他市長が特に認めたお子さん

放課後休日サポート



利用できる時間帯：午前 7 時 30 分～午後 7 時

利用ポイント：1 時間あたり 1 ポイント 1 日 8 ポイント以内

放課後や休日、長期休みに利用できるサービスで、友だちとのかかわりの中で、いろいろな社会体験をしていただくことを目的としています。充実した楽しい生活を送りながら、将来の自立に向けた経験をする場としてご利用ください。

いつでもサポート



利用できる時間帯：午後 7 時～午前 7 時 30 分

利用ポイント：1 時間あたり 1.5 ポイント 1 日 12 ポイント

ご家族の緊急時や冠婚葬祭など、夜間にお子さんをお預かりすることが必要な場合に利用できます。

詳しい利用の仕方は各事業所におたずねください。